

# 龍ヶ崎市学校給食センター整備事業

## 入札説明書

令和2年7月

龍ヶ崎市



# 目 次

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	対象事業の概要	2
1	事業内容に関する事項	2
第 3	事業者の選定に関する事項	4
1	事業者の募集及び選定方法	4
2	事業者の募集及び選定スケジュール	4
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	4
4	総合評価落札方式の手続等	8
5	落札者の選定等	12
第 4	契約及び支払に関する事項	13
1	契約に関する基本的な考え方	13
2	事業費の支払方法	13
3	提案等内容の履行の確保	14
4	市と事業者の責任分担	15
5	契約の解釈について疑義が生じた場合の措置	15
第 5	その他	16
1	議会の議決	16
2	情報公開及び情報提供	16
3	入札説明書等に関する問合せ先	16
別紙 1	事業スキーム	17

## 第1 入札説明書の定義

龍ヶ崎市学校給食センター整備事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、龍ヶ崎市（以下「市」という。）が設計・施工一括方式で発注する「龍ヶ崎市学校給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）に係る、総合評価一般競争入札方式（以下「総合評価落札方式」という。）について規定したものである。

また、入札説明書と合わせて公表する下記の資料（以下「入札説明書等」という。）は、本書と一体のものとする。

- ・ 龍ヶ崎市学校給食センター整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- ・ 龍ヶ崎市学校給食センター整備事業 落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）
- ・ 龍ヶ崎市学校給食センター整備事業 契約約款案（以下「契約約款案」という。）
- ・ 龍ヶ崎市学校給食センター整備事業 様式集（以下「様式集」という。）

## 第2 対象事業の概要

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

龍ヶ崎市学校給食センター整備事業

#### (2) 事業場所・面積

龍ヶ崎市馴馬町字中曾根3017-4 外

市街化調整区域 9, 249㎡

※要求水準書「5頁 敷地概要」に示すとおり

#### (3) 本事業の目的

市の学校給食センターは、第一調理場が建築後36年経過し老朽化が進行していることから、早急な改修が求められている。また、第二調理場は、建築後20年の経過であるが経年劣化の進行とともに、平成23年3月の東日本大震災の影響により敷地地盤の軟弱性と相まって、沈下によるアスファルト面の不陸化や地下配管の腐食・脱落、基礎部分の亀裂等が顕在化している。

また、平成20年の「学校給食法」の改正で、新たな「学校給食衛生管理基準」に従った衛生管理が望ましいことが位置付けられたことから、適切な衛生管理の徹底が求められているが、第一・第二調理場とも整備時期が古いことから、現行の「学校給食衛生管理基準」に適合した調理作業が難しい状況である。

これらから、龍ヶ崎市公共施設再編成の基本方針に基づく第1期行動計画において、学校給食センター第一・第二調理場の一元化による衛生機能強化と食の安全性の向上及び、効率的な運営を目指し、学校給食センターの一元化による建替えを目的として本事業の実施を位置づけたものである。

#### (4) 事業の概要

##### ア 事業方式

設計・施工一括発注方式（デザインビルド(DB)方式）

##### イ 事業スケジュール

事業スケジュールは、以下のとおりである。

日程	内容
令和2年10月中旬	仮契約の締結
令和2年12月	契約の締結（市議会の議決）
契約締結日～令和5年6月	施設整備期間
令和5年7月～9月	開業支援期間
令和5年9月	施設の供用開始
令和5年9月30日	契約期間の終了

## ウ 事業範囲

### (ア) 施設整備業務

事業者は、次に掲げる設計、建設及びこれらに付随する業務を行う。

- a 測量等事前調査業務
- b 各種許認可申請等業務及び関連業務
- c 設計業務（基本設計・実施設計）
- d 工事監理業務
- e 盛土・造成業務（土留めを含む。）
- f 建設業務（基礎工事，外構整備，除外施設整備，工作物等の撤去等を含む。）
- g 調理設備調達・搬入設置業務
- h 食器・食缶等調達業務
- i 近隣対応・周辺対策業務
- j 完成検査及び引渡し業務
- k その他これらを実施する上で必要な関連業務

### (イ) 開業支援業務

事業者は、施設整備後、市が本件施設を供用するための準備の支援及びこれらに付随する以下の業務を行う。

- a 本件施設，各種設備・備品等の取り扱いに関する市への説明，研修会等の開催及びマニュアル作成等
  - ※マニュアルは，建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（国土交通省）に準じて作成すること。
- b 本件施設の運営等に関する助言及び調理リハーサル等の支援
  - ※技術支援，情報提供，廃棄食品削減等の提案等を行うこと。
- c 本件施設のPR用パンフレット及びイメージビデオ等の作成
  - ※本件施設で調理している風景の撮影等を含む。
- D 完了検査

事業者は、開業支援業務完了後速やかに開業支援業務報告書を市に提出し確認を受けること。市は、当該報告書の提出を受けた場合は、提出を受けた日から14日以内に当該報告書の内容が要求水準に適合しているかを確認し、その結果を事業者に通知する。

## (5) 事業スキーム

事業スキームについては、「17頁 別紙1」を参照すること。

### 第3 事業者の選定に関する事項

#### 1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性、公平性及び競争性の確保に配慮した上で、総合評価落札方式を採用する。

#### 2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおり予定する。

日程	内容
令和2年7月28日	入札公告（入札説明書等の公表）
令和2年7月29日～8月7日	入札説明書等に関する質問等の提出期間
令和2年8月17日	入札説明書等に関する質問等に対する回答の公表
令和2年8月18日～8月28日	参加表明書及び参加資格審査申請書等の提出期間
令和2年9月4日	参加資格審査結果の通知
令和2年9月7日～9月25日	入札書類及び提案書類の提出期間
令和2年10月5日～10月13日	提案に関するヒアリング及び審査等 開札（入札金額の確認）
	落札者の決定及び公表
令和2年10月中旬	仮契約の締結
令和2年12月	本契約（市議会の議決）

※上記日程において土・日・祝日等閉庁日があるときは、これらを除く。

#### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成

本件入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）については、次のとおりとする。

##### ア 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、以下のとおりとする。

- (ア) 入札参加者は、市の求める性能を備えた学校給食センターの設計、建設をすることができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。
- (イ) 入札参加者は、本件施設を設計及び工事監理する企業（以下「設計監理企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下「建設企業」という。なお、調理設備、食器・食缶等の調達等も建設企業が行うこと。）により構成するものとする。

##### イ 代表企業の選定

- (ア) 入札参加者は、構成企業のうち、建設企業の中から特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）への出資比率が最大の者を代表企業として定め、申込登録及び申請書類（以下「申請書類等」という。）にて明らかにすることとする。なお、建設JVを結成せず単体の建設企業で建設業務を行う場合には、当該建設企業が代表企業となること。
- (イ) 代表企業は、本件入札への応募手続きや落札者となった場合の契約事務を含め、市と

の調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への登録及び提出並びに市からの通知等については、原則として代表企業を通じて行われるものとする。

## ウ 構成企業の制限

同一の企業が複数の業務を実施することができるが、設計監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。）

## エ 複数応募の禁止

構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係にある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

## (2) 入札参加者の参加資格要件

### ア 構成企業の共通資格要件

本件入札に参加する全ての構成企業は、次に掲げる要件を全て備えていることとする。

#### (ア) 参加資格要件

参加意向申出書等の提出期間最終日（以下「参加資格確認基準日」という。）において、令和元・2年度龍ヶ崎市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されていること。

#### (イ) 参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- b 龍ヶ崎市の指名停止措置又は入札参加停止措置を受けている者
- c 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定後、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- d 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続き開始の申立がなされている者
- e 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は提案書受付日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りしている者
- f 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大：東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4
- ・内藤滋法律事務所：東京都中央区築地2-3-4

g 直近1年間の法人税，消費税，法人事業税又は法人市民税を滞納している者

## イ 構成企業の個別参加資格要件

参加グループの各構成企業は，参加資格確認基準日において，それぞれ次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

### (ア) 設計監理企業

設計監理企業は，以下に示す要件を全て満たしているものとする。

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により，一級建築士事務所の登録を受けていること。
- b 参加資格確認基準日において，資格者名簿の「測量・建設コンサルタント等」に記載されていること。
- c 国又は地方公共団体が発注した，新築かつ延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の実施設計を平成21年4月1日以降に完了した実績を有していること。なお，この場合の実績とは，元請として受注した実績に限るものとし，再委託先（下請等）としての実績は含まない。
- d 3,000食/日以上調理能力を有する新築かつドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の実施設計を完了した実績を有していること。なお，この場合の実績とは，元請として受注した実績に限るものとし，再委託先（下請等）としての実績は含まない。

※学校給食施設とは次の施設を指すものとする。以下同じ。

- ・学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第4条第1項に規定する単独校調理場及び共同調理場
  - ・夜間過程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第2条に規定する夜間学校給食の実施に必要な施設
  - ・特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する学校給食の実施に必要な施設
- e 新築かつドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理を完了した実績を有していること。なお，この場合の実績とは，元請として受注した実績に限るものとし，再委託先（下請等）としての実績は含まない。

### (イ) 建設企業

建設企業は，単体又は共同で参加するものとし，それぞれの場合において，以下に示す要件を全て満たしているものとする。

#### 【単体で参加する場合】

- a 龍ヶ崎市内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき設置された本店があり，本店を開設してから5年以上継続して営業を行っていること。
- b 資格者名簿に建築一式工事A等級と記載されていること。
- c 建設業法第3条第1項に規定する建築工事業につき特定建設業の許可を受けており，同法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値（P）が900点以上であること。なお，数値は資格者名簿登載時点の数値とする。
- d 建築一式工事に対応した建設業法に規定する監理技術者を建設業務の工事着手日

から建設業務の完了検査合格日まで専任で配置できること。なお、当該技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

- e 国又は地方公共団体が建築一式工事として発注した、新築かつ延べ床面積1,000㎡以上の公共施設を平成21年4月1日以降に竣工した実績を有していること。当該実績は、元請として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。また、建設JVで施工した場合については、構成員数が3者の場合20%以上、2者の場合30%以上を出資した場合に限り実績と見なす。

#### 【共同で参加する場合】

共同で参加する場合、aの要件を満たす建設JVを結成することとする。なお、建設JVを結成する場合、全ての構成員はbからdまでの要件を満たすものとし、代表企業となる代表構成員についてはeについても満たすものとする。

- a 建設JVの結成に当たっては、共同施工方式によるJV（以下「甲型JV」という。）とし、以下の要件を満たしているものとする。
  - (a) 甲型JVの代表構成員は、出資比率が構成員中最大であって単独の企業であること。
  - (b) 甲型JVの構成員は、2者であること。
  - (c) 甲型JVの1構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
  - (d) 代表構成員は、建築一式工事に対応した建設業法に規定する監理技術者を建設業務の工事着手日から建設業務の完了検査合格日まで専任で配置できること。なお、当該技術者は直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
  - (e) 代表構成員以外の構成員は、建築一式工事に対応した建設業法に規定する主任技術者（国家資格を有するものに限る）を建設業務の工事着手日から建設業務の完了検査合格日まで専任で配置できること。なお、当該技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
  - (f) 代表構成員の監理技術者は、市との窓口役となるとともに、構成員の主任技術者を統括すること。
- b 龍ヶ崎市内に建設業法に基づき設置された本店があり、本店を開設してから5年以上継続して営業を行っていること。
- c 資格者名簿に建築一式工事A等級と記載されていること。
- d 代表構成員は、建設業法第3条第1項に規定する建築工事業につき特定建設業の許可を受けており、同法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値（P）が950点以上であること。また、代表構成員以外の構成員は、同法第3条第1項に規定する建築工事業につき、特定建設業の許可を受けており、同法の規定に基づく経営事項審査結果における総合評定値（P）が900点以上であること。なお、いずれの数値も資格者名簿登載時点の数値とする。
- e 国又は地方公共団体が建築一式工事として発注した、延べ床面積3,000㎡以上の公共施設を平成21年4月1日以降に竣工した実績を有していること。当該実績は、元請として受注し、かつ、一つの契約によりなされたものであること。なお、建設JVで施工した場合については、構成員数が3者の場合20%以上、2者の場合30%以上を出資した場合に限り実績と見なす。

## 4 総合評価落札方式の手続等

### (1) 入札説明書等に関する事項

#### ア 入札説明書等に関する質問及び回答・公表

入札説明書等に記載の内容に関する質問の提出及び回答を以下のとおり行う。

また、提出された質問について必要な場合は、ヒアリングを行うこともある。

#### (ア) 提出期間等

令和2年7月29日から令和2年8月7日まで

※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで

#### (イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式集（様式1）に記入の上、E-mail にファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出すること。なお、提出後は、すぐに電話連絡し、送信したメールの受信を確認すること

#### (ウ) 提出先

龍ヶ崎市役所 契約検査課

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111（内444）

E-mail keiyaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp

#### (エ) 回答・公表

質問に対する回答は、令和2年8月17日までに市公式ホームページで公表する。

※市公式ホームページ <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>

### (2) 入札参加資格の確認

本件入札の参加を希望する者は、以下のとおり申出書等を提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、提出期間に申出書等を提出しない者及び入札参加資格がないとされた者は、本件入札に参加することができない。また、申出書等の提出は参加グループの代表企業が行うこと。

#### ア 申出書等の提出期間、提出場所、提出方法及び提出書類等

#### (ア) 提出期間等

令和2年8月18日から令和2年8月28日まで

※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで

#### (イ) 提出場所

龍ヶ崎市役所 契約検査課

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111（内444）

E-mail keiyaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp

#### (ウ) 提出方法

提出場所に持参又は郵送等により行うこと。なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ配達記録が残る方法とし、提出期間内に必着とする。

#### (エ) 提出書類

様式集「2.入札参加資格確認申請書類に関する様式（様式2～様式6）」に示す書

類の必要な書類を提出すること。

(オ) 作成方法

様式集に定めるところに従い作成すること。

**イ 参加資格確認基準日**

入札参加資格の確認基準日は、参加意向申出書等の提出期間最終日とする。

**ウ 入札参加資格審査結果の通知**

入札参加資格の審査結果は、申出をした者に対して書面により令和2年9月4日までに通知する。

**エ 入札参加資格がないとされた場合の扱い**

入札参加資格の審査により、入札参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により以下のとおり説明を求めることができる。

(ア) 提出期間等

審査結果通知日から起算して7日以内

※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで

(イ) 提出場所

龍ヶ崎市役所 契約検査課

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111 (内444)

E-mail keiyaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp

(ウ) 提出方法

説明を求める旨を記載した書面(書式は自由)を、提出場所に持参又は郵送等により行うこと。なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ配達記録が残る方法とし、また提出期間内に必着とする。

(エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。

**オ 入札参加者の構成企業の変更**

参加資格確認基準日の後、入札参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。

**カ 入札参加資格の確認基準日以降の取扱い**

(ア) 参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として当該入札参加者は失格とし、審査対象から除外する。

(イ) 落札者決定から本契約締結までの間に、落札者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として落札者決定を取り消すとともに、仮契約を締結していた場合は当該契約の効力を失うものとする。

## キ その他

- (ア) 申出書等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (イ) 市は、提出された申出書等を入札参加資格の審査以外に入札参加者に無断で使用しない。

### (3) 入札書類及び提案書類に関する事項

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札書類及び提案内容を記載した審査資料（以下「入札書類等」という。）を以下により提出すること。

#### ア 提出期間、提出場所、提出方法及び提出書類等

- (ア) 提出期間等
  - 令和2年9月7日から令和2年9月25日まで
  - ※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで
- (イ) 提出場所
  - 龍ヶ崎市役所 契約検査課
  - 〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
  - 電話 0297-64-1111（内444）
  - E-mail keiyaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp
- (ウ) 提出方法
  - 入札書類等は、様式集に定める部数を参加グループの代表企業が提出場所に持参すること。なお、入札参加資格審査結果通知の写しを併せて提出すること。
- (エ) 提出書類
  - 様式集「3 提案書類に関する様式（様式8～様式9）」、「4 技術提案書類に関する様式（様式10～様式13及び提案書図面集）」、「5 入札書類に関する様式（様式14～様式16）」の書類の必要な書類を提出すること。
  - なお、提出書類のうち「5 入札書類に関する様式（様式14～様式16）」については、一緒に封入し提出すること。
- (オ) 作成方法
  - 様式集に定めるところに従い作成すること。

## イ 入札書類等

- (ア) 入札書
  - 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とし、かつ、下記「(イ) 予定価格」を超えないこと。
- (イ) 予定価格
  - 金2,225,600,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

## ウ その他

- (ア) 入札説明書等の承諾
  - 入札参加者は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札書類等を提出すること。

(イ) 費用負担等

入札書類等の作成及び提出等，総合評価落札方式に関し必要な費用は，すべて入札参加者の負担とする。

(ウ) 入札参加の辞退

入札参加資格の確認を受けた入札参加者が，入札書類等の提出期限までに当該書類を提出しない場合は，棄権したものとみなす。

なお，入札参加を辞退するときは，入札書類等の提出期限までに「様式7 提案辞退届」を提出するものとする。

(エ) 公正な総合評価落札方式の確保

入札参加者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また，公正に総合評価落札方式を実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は，当該入札参加者を参加させず又は，総合評価落札方式の実施を延期し，若しくは取りやめることがある。

なお，後日，不正な行為が判明した場合は，契約の解除等の措置をとることがある。

(オ) 入札書類等の取扱い

a 著作権

本事業に関する入札書類等の著作権は入札参加者に帰属するものとし，審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし，市が特に必要と認める場合は，入札書類等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお，入札参加者からの提出書類は返却しない。

b 第三者への開示

市は入札参加者から提出された入札書類等について，龍ヶ崎市情報公開条例(平成9年条例第33号)の規定に基づく請求があったときは，当該入札書類等を作成した者から了承を得た場合に限り，第三者に開示することができるものとする。

c 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用した結果生じた責任は，入札参加者が負う。

d 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は，本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

e 複数提案の禁止

入札参加者は，1つの提案しか行うことができない。

(カ) 入札書類等の変更の禁止

一度提出された入札書類等については，原則としてその後の変更を認めない。ただし，書類の誤字の修正等，市が認めた場合はこの限りではない。

(キ) 使用言語，単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語，単位は計量法に定めるもの，通貨単位は円，時刻は日本標準時とする。

(ク) 入札保証金

入札保証金は，免除する。

## 5 落札者の決定等

### (1) 提案書類等の審査

入札書類等の審査は、事業者選定を公平かつ適正に実施するために、庁内関係者で構成する、龍ヶ崎市学校給食センター整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

### (2) ヒアリングの実施

選定委員会は、入札参加者に対し必要に応じて提案内容についてヒアリングを実施する。ヒアリングは、令和2年10月5日から令和2年10月13日を予定し、実施日時等詳細は、別途、入札参加者に通知する。

### (3) 開札（入札価格の確認）

入札書類等のうち入札書類（様式14～様式16）については、選定委員会による性能審査の後、入札書の開札を行う。実施日時等は、上記ヒアリングの実施日時等と合わせて入札参加者に通知する。

### (4) 落札者の決定及び公表

#### ア 落札者の決定

選定委員会は、総合評価落札方式により落札者を選定した結果を、龍ヶ崎市契約審査会（以下「審査会」という。）に報告し、審査会の承認をもって落札者の決定とする。

#### イ 結果の通知及び公表

市は、決定した落札者を書面で入札参加者に通知するとともに、市公式ホームページで公表する。公表時期は、10月中旬を予定する。

#### ウ 落札者と決定されなかった場合の取扱い

落札者として決定されなかった者は、その理由について以下のとおり説明を求めることができる。

##### (ア) 提出期間等

結果通知日から起算して7日以内

※土・日・祝日等閉庁日を除く、9時から17時まで

##### (イ) 提出場所

龍ヶ崎市役所 契約検査課

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111（内444）

E-mail keiyaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp

##### (ウ) 提出方法

説明を求める旨を記載した書面（書式は自由）を、提出場所に持参又は郵送等により行うこと。なお、郵送等とは郵便や宅配便等とするが、配達日を指定でき、かつ配達記録が残る方法とし、また提出期間内に必着とする。

##### (エ) 回答

説明要求の書面を提出した者に対して、当該書面の提出のあった日から7日以内に書面により行う。

#### エ 審査の手順及び方法等

落札者決定基準に示す。

## 第4 契約及び支払いに関する事項

### 1 契約に関する基本的な考え方

#### (1) 仮契約の締結

落札者は、落札者決定後直ちに、市と仮契約を締結するものとする。契約内容は、契約約款案及び入札書類等による。

#### (2) 契約の締結

仮契約は、龍ヶ崎市議会の議決をもって本契約とする。

#### (3) 契約書の内容変更

市は落札者との契約に際し、契約約款案の内容変更は行わないものとする。ただし、契約締結までの間で、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

#### (4) 契約に係る契約書作成費用

契約書の内容検討に係る事業者側の弁護士費用や印紙代など、契約書の作成に要する費用は落札者の負担とする。

#### (5) 契約保証

落札者は、本契約と同時に、契約額の10%に相当する金額以上の契約の保証を付さなければならない。

なお、契約の保証の種類は以下のとおりとする。ただし、オの場合においては、履行保証保険証券を市に寄託しなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 本契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

エ 本契約による債務の履行を保証とする公共工事履行保証証券による保証

オ 本契約による債務の不履行により生じる損害を担保する履行保証保険契約の締結

### 2 事業費の支払方法

市は、契約金について以下に示すとおり支払うものとする。ただし、市があらかじめ設定した支払限度額を超えた場合は、支払限度額を支払うものとする。

なお、各年度における支払限度額は、下記のとおりとする。ただし、支払限度額については、市の予定価格に基づき算出した額であるため、落札金額に応じて見直しを行い、契約時に新たに設定するものとする。

A 令和2年度 支払限度額：14,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
（内訳）c 設計業務費相当額の前金払額

B 令和3年度 支払限度額：782,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
（内訳）c 設計業務費相当額の部分払額＋e 盛土・造成業務費相当額の部分払額＋f 建設業務費相当額の前金払額

C 令和4年度 支払限度額：1,320,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）f 建設業務費相当額の部分払額＋g 調理設備調達・搬入設置業務費相当額の部分払額

D 令和5年度 支払額 契約額から既支払額（A+B+C）を差し引いた額

### (1) 前金払

前金払の対象は、入札説明書の事業範囲で示す、c 設計業務及びf 建設業務とする。前金払の額は、入札書類の事業費内訳書（様式15）に記載の対象業務の金額の、設計業務にあつては30%以内、建設業務にあつては40%以内とする。なお、支払いは契約書の規定に基づき支払う。

### (2) 部分払

部分払の対象は、入札説明書の事業範囲で示す、c 設計業務、e 盛土・造成業務、f 建設業務及び、g 調理設備調達・搬入設置業務とする。部分払の額は、入札書類の事業費内訳書（様式15）に記載の対象業務の金額の10分の9以内（前金払があるときは前金払の額を含めて10分の9以内）とし、契約書の規定に基づき算出した金額とする。なお、部分払の回数は、各業務において1回とし、支払いは契約書の規定に基づき支払う。

### (3) 完成払

支払いは本事業完了後、事業費より上記既払額を控除した金額を、契約書の規定に基づき支払う。

## 3 提案等内容の履行の確保

落札者が提案した内容（採用されなかったものを除く。）は、契約書の一部とし、落札者の責に帰すべき事由により、性能、機能、技術など加算評価された項目（以下「加算項目」という。）が達成されなかった場合の取扱いは、以下のとおりとする。

### (1) 再度の業務

提案業務の加算項目に関して、落札者に再度の業務を行わせることが合理的であると市が認めた場合は、落札者は再度の業務を行い、落札者が提案した加算項目を満たす状態にしなければならない。

### (2) 契約額の減額又は損害賠償請求

提案業務の加算項目に関して、落札者に再度の業務を行わせることが合理的でないと市が認めた場合は、市は検査等で確認された当該加算項目の状況に基づき加算点（確認された当該加算項目の状況が最低限の要求水準を満たさない場合にあつては、最低限の要求水準との差について加算点の算出方法に準じて計算した点数を減じたものを加算点とみなす。）の再計算を行い算出した、落札者決定時の評価値の確保に見合う金額と落札者の当初契約額との差額を、本件施設の完成引渡し前においては契約額から減額し、本件施設の完成引渡し後においては損害賠償請求等を行うものとする。なお、その場合の算出方法は次のとおりとする。

減額又は損害賠償額 =  $\{1 - (100 + \beta) \div (100 + \alpha)\} \times C$

C : 当初の契約額 (円)

$\alpha$  : 当初の加算点

$\beta$  : 検査等によって確認された事項に基づき再計算した加算点

#### 4 市と事業者の責任分担

##### (1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、原則として事業者が責任を負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるときは、市が責任を負うものとする。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者の基本的なリスク分担は、契約書によるものとし、入札参加者は負担するリスクを想定した上で提案を行うものとする。

なお、契約書に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

#### 5 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

契約書の内容及び解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

また、本事業に関する紛争については、市の所在地を管轄する裁判所とする。

## 第5 その他

### 1 議会の議決

市は、本事業の契約に関する議案を、令和2年龍ヶ崎市議会第4回定例会に提出する予定である。

### 2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市公式ホームページを通じて適宜行う。

### 3 入札説明書等に関する問合せ先

- ・入札説明書，契約約款案に関する問合せ先

龍ヶ崎市役所 契約検査課

〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地

電話 0297-64-1111 (内444)

E-mail keiyaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp

- ・要求水準書，落札者決定基準，様式集に関する問合せ先

龍ヶ崎市学校給食センター（第2調理場）

〒301-0013 龍ヶ崎市8757番地

電話 0297-64-7027

E-mail kyusyoku-2@city.ryugasaki.ibaraki.jp

別紙1：事業スキーム

